

島原市 通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成31年4月

島原市教育委員会

1 プログラム策定の目的

平成24年度、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検（平成24年5月30日付け通知「通学路の交通安全の確保の徹底について（依頼）」）を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成27年7月、関係機関の連携体制を構築し、「島原市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

平成30年5月に下校中の児童が殺害されるという事件が発生したことから、国ではその後、登下校時における児童生徒等の安全を確保するため、登下校時の総合的な防犯対策としての「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日付け通知「登下校防犯プラン」について）がとりまとめられ、平成30年8月9日付け通知「登下校時における児童生徒等の安全確保の充実について」により、本市において防犯の観点から通学路の緊急合同点検を実施しました。

また、平成30年6月に大阪府で発生した地震により、小学校のプールの塀が倒壊し、児童が死亡するという痛ましい事故が発生しました。そこで、本市では、校舎及び学校敷地内における安全点検を実施するとともに、平成30年6月18日付け通知「地震発生時における安全確保について」により、防災の観点から通学路の安全点検を行いました。

以上のことをふまえ、通学路の交通安全に加えて、防犯及び防災の観点からも関係機関の連携体制を再構築し、児童生徒の通学路の安全を守るために「島原市通学路安全プログラム」と名称及び内容の一部改正を行いました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

【通学路安全推進会議】

- ・島原市教育委員会
- ・島原警察署交通課
- ・島原警察署生活安全課
- ・国土交通省長崎河川国道事務所 小浜維持出張所
- ・長崎県島原振興局道路第一課
- ・島原市建設部道路課
- ・島原市市民安全課
- ・島原市こども課
- ・学校代表
- ・保護者代表

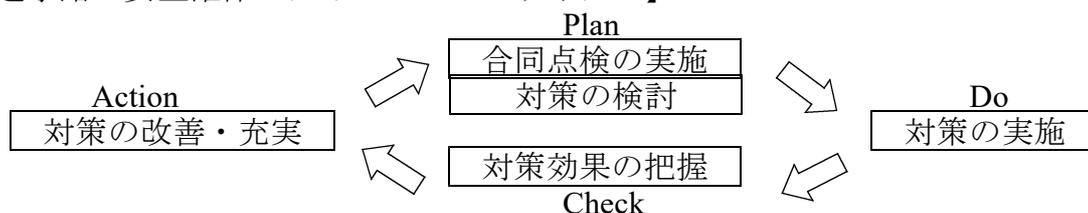
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を継続的に確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらのPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全向上を図っていきます。

【通学路の安全確保のためのPDC Aサイクル】



(2) 定期的な合同点検

①合同点検の実施時期等

- ・交通安全の観点による通学路点検は、各学校から報告があった場所や過去に児童生徒が関係する交通事故が発生した場所等について中学校区ごとに4年に1度、合同点検を実施します。
- ・防犯の観点による通学路点検は、各学校から報告があった場所や警察署からの情報提供による過去に不審者事案等が発生した場所について緊急性があると認められた場合は合同点検を実施します。
- ・防災の観点による通学路点検は、各学校から報告があった場所について緊急性があると認められた場合は合同点検を実施します。
- ・実施時期は、夏期（5～7月ごろ）に行います。

②合同点検の体制

- ・「通学路安全推進会議」メンバーで合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・交通安全については、合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、
 - 歩道整備や防護策設置のようなハード対策
 - 交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等、対策必要箇所に応じて具体的な実践メニューを検討します。
- ・防犯及び防災については、関係機関と連携し、対策を検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校や保護者等の意見を聴取し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4 箇所一覧表、箇所図の作成と公表

小・中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、それぞれの道路管理者、警察、市が、対策必要箇所に応じて具体的な実践メニューを島原市教育委員会に連絡します。

島原市教育委員会は、「対策一覧表」と「対策箇所図」をまとめ、小・中学校へ送付します。

学校は、保護者などに対策をお知らせします。

5 スケジュール

